平成２４年（フ）第７号
川崎市川崎区富士見１丁目６番15―1402号
債務者　前田　建一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　床呂　正彦
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
川崎市幸区小向仲野町７番３―201号　リバーサイド御幸公園
債務者　石曽根文雄
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澄川　　圭
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
川崎市宮前区野川4042番地１　鷺沼ガーデン102―1201
債務者　田中　喜榮
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
新潟県見附市昭和町１丁目13番38号
債務者　池田　明敬
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　七起
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５２８号
群馬県前橋市西片貝町４丁目15番地５　エルドラードハイツ斎藤201号
債務者　宿谷　　敬
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤口　光洋
4　破産債権の届出期間　平成24年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２３１号
静岡県富士宮市山宮11番地の11、前住所兵庫県神戸市東灘区御影山手６丁目７番32号
債務者　中村　一雄
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本野　　仁
4　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３号
大分市大字小池原326番地　市営１Ａ２―301
債務者　見良津輝美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５９号
広島市佐伯区八幡２丁目22番17号
債務者　出本　正雄
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺垣　　玲
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６号
鹿児島県伊佐市大口里2233番地２共済住宅4907号
債務者　友枝　憲一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２号
北海道旭川市神居５条20丁目45番地の26
債務者　原　　信孝
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
北海道旭川市神居５条20丁目45番地の26
債務者　原　　秀一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２２１８号
埼玉県川口市大字東内野472番地　コンフォートマンション225号、旧住所埼玉県日高市大字北平沢1099番地12
債務者　吉澤　愛美（旧姓城田）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目９番７号　ニューこがねハイツ101
債務者　米内山　真
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
埼玉県川口市西青木２丁目４番32号　モール青木102号、旧住所埼玉県川口市西川口２丁目７番１―203号　協和ビル
債務者　武藤　浩史
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係